

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

瑞浪市の人口構造については、人口全体が減少を続ける中、年少人口が経年的に減少を続けており、生産年齢人口も平成7年まで増加傾向にあったものの、平成12年以降減少傾向にある。一方、老年人口は、経年的に増加を続けており、これに伴い高齢化率も上昇を続けている。

市内の工業事業所の約120事業所の全数が中小企業であり、そのうち半数ほどが、この地域の地場産業である窯業土石製造業である。また、卸小売業、サービス業についてもほぼ全数が中小企業である。こうした中小企業は、現在、深刻な人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、こうした現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、瑞浪市においては、市と金融機関や商工会議所との連携による中小企業の支援体制を強化し、中小企業小口融資制度や小規模事業者経営改善資金融資制度など、中小企業の経営安定を図るための取り組みや、市内企業の人材不足の解消を図るため、市内企業の合同企業説明会の開催などを行ってきたが、依然として抜本的な解決には至っていない。

よって、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

本市としては、中小企業者の新たな設備投資を強く後押しし、労働生産性の向上を図っていくため、先端設備等導入計画に基づき、労働生産性の向上に資する先端設備を導入する中小企業者数の目標を年間10件とする。

これにより、瑞浪市は県内でも設備投資が活発な自治体として、更に経済発展していくと共に、第6次瑞浪市総合計画の基本方針の1つである「まちの魅力を活かした活力あるまち」の達成を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

東濃地域は、国内の陶磁器生産量が6割を占める美濃焼の産地であり、瑞浪市内

にも多くの窯業関連企業が集積しており、それ以外にも、輸送用機械器具・電気機械器具等、様々な製造業が市内で操業している。

瑞浪市の畜産業も市内主要産業の一つであり、特に養鶏業については、採卵鶏が県内でも大きなウエイトを占めている。また、養豚業は、近年市の特産品となっている優良な豚肉「瑞浪ポーノポーク」を産出している。

このように多様な業種が瑞浪市の経済、雇用を支えているため、幅広い分野で事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画は先端設備等の導入の促進による労働生産性の向上を目標としていることから、太陽光発電関連設備については、市内に所在する事業所等（当該事業所に常時勤務する従業員がいる事業所等に限る。）の敷地内に設置し、全量売電を目的とせず、その発電電力を直接商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら電力を消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む。）に限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

瑞浪市の産業は、市内広域に立地しているため、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

瑞浪市の産業は、製造業、畜産を中心とした農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が幅広い事業内容で、瑞浪市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画においては、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は計画認定から3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮す

る。

- ③先端設備等導入計画の認定に当たっては、中小企業等の経営強化に関する基本方針及び同意導入基本計画に適合することを確認するために、追加の書類の提出その他必要な手段を取る場合があるが、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮する。
- ④先端設備等導入計画の認定後、計画の進捗状況を定期的に把握し、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努める。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。